居宅介護支援における標準確認項目と標準確認文書

		標準確認文書	
人員	従業者の員数 (第2条)	・利用者に対し、職員数は適切であるか・必要な資格は有しているか・専門員証の有効期限は切れていないか	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証
	管理者 (第 3 条)	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード
運営	内容及び手続の説明及び同意 (第4条)	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・重要事項説明書・利用契約書(利用者又は家族の署名、捺印)
	受給資格等の確認 (第7条)	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・介護保険番号、有効期限等を確認している 記録等
	指定居宅介護支援の具体的 取扱方針 (第 13 条)	 ・利用者の希望やアセスメントに基づき、介護保険サービス以外のサービス、 支援を含めた総合的な居宅サービス計画を立てているか ・集合住宅等において、利用者の意思に反し、同一敷地内の指定居宅サービス 事業者のみを居宅サービス計画に位置付けていないか ・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有 し、担当者 からの専門的な見地からの意見を求めているか ・定期的にモニタリングを行っているか ・利用者及び担当者への説明・同意・交付をおこ なっているか ・担当者から個別サービス計画の提供を受けているか(整合性の確認) 	 ・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの記録 ・個別サービス計画
	運営規程 (第 18 条)	・運営における以下の重要事項について定めているか 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 営業日及び営業時間 4. 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額 5. 通常の事業の実施地域 6. その他運営に関する重要事項	・運営規程
	勤務体制の確保 (第 19 条)	・サービス提供は事業所の従業員によって行われ ているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか	・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書 ・研修計画、実施記録

		標準確認文書	
運営	秘密保持等(第23条)	・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	広告 (第24 条)	・広告は虚偽又は誇大となっていないか	・パンフレット/チラシ
	苦情処理(第26条)	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか	・苦情の受付簿・苦情者への対応記録・苦情対応マニュアル
	事故発生時の対応 (第27条)	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか・市町村、家族に報告しているか・事故状況、対応経過が記録されているか・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか・再発防止のための取組を行っているか	・事故対応マニュアル ・市町村、家族等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録

注) () は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11 年厚生省令第38 号)の該当条項